２　作況調査は、予想収穫量調査にあつてはその区分に応じ農林水産大臣が定める基準（以下「基準」という。）に合致する種類の作物のうち農林水産大臣が定めるもの、収穫量調査にあつては基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。

（調査事項）

第七条　耕地面積調査は、次に掲げる事項について行う。

一・二　（略）

２　作付面積調査は、作物の種類別作付面積について行う。

（削る）

３　予想収穫量調査は、作物の種類別及び時期別の予想収穫量について行う。

４　収穫量調査は、作物の種類別収穫量（野菜、果樹及び花きにあつてはその出荷量を含む。）について行う。

５　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

２　（略）

（削る）

２　作況調査は、作柄概況調査及び予想収穫量調査にあつてはその区分に応じ農林水産大臣が定める基準（以下「基準」という。）に合致する種類の作物のうち農林水産大臣が定めるもの、収穫量調査にあつては基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。

（調査事項）

第七条　耕地面積調査は、次に掲げる事項について行なう。

一・二　（略）

２　作付面積調査は、作物の種類別作付面積について行なう。

３　作柄概況調査は、作物の種類別及び時期別の作柄概況（水稲にあつては、その生育状況及び被害状況を含む。）について行う。

４　予想収穫量調査は、作物の種類別予想収穫量について行う。

５　収穫量調査は、作物の種類別収穫量（野菜、果樹及び花きにあつてはその出荷量、水稲にあつてはその災害種類別の被害量を含む。）について行う。

６　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

２　（略）

３　作柄概況調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　当該作物の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出したもの（以下「作況標本筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　地方農政局等の長が作況標本筆以外の当該作物の栽培の用に供される土地のうちから選定したもの（以下「作況基準筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

３　予想収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　当該作物の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出したもの（以下「作況標本筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　地方農政局等の長が作況標本筆以外の当該作物の栽培の用に供される土地のうちから選定したもの（以下「作況基準筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

４　予想収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　作況標本筆に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　作況基準筆に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

４　（報告の義務）

第十条　第八条第二項第二号又は第四項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第四項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第四項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。

２　（略）

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　前条第一項の規定による調査票の送付は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条にお

５　（報告の義務）

第十条　第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第五項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。

２　（略）

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　前条第一項の規定による調査票の送付（関係団体を代表する者が送付する場合に限る。）は、農林水産省の使用に係る